

平成28年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成28年11月9日（水）15時00分～16時15分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者 酒井委員長，大芝副委員長
影山，菊池，越，佐藤，高戸，中村，奈良，西出，野坂，本田，松尾，柳本，
吉川の各委員
(機構側出席者)
福田機構長，岡本理事，森理事，武市研究開発部長
森教授，六車特任教授，齋藤助教
渡部管理部長，八木学位審査課長
- 4 平成28年度学位審査会（第2回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学位取得者数について
学位審査課長から，資料2-1及び2-2に基づき，平成28年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位取得者数等について報告があった。
 - (2) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査の付託について
学位審査課長から，資料3-1，3-2，3-3及び3-4に基づき，平成28年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の審査の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，平成28年度10月期の学士の学位授与の申請について，通例申請分については修得単位の審査及び学修成果・試験の審査を，特例申請分については修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査等が付託された。
 - (3) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査の付託及び審査の結果について
学位審査課長から，資料4に基づき，平成28年9月に水産大学校本科を修了した3人に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，学士の学位授与の可否について審査が行われ，「合格」と判定された。
 - (4) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託について
学位審査課長から，資料5-1及び5-2に基づき，平成28年9月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した21人に係る博士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，博士の学位授与の可否について審査が付託された。
この審査の付託を受け，平成28年9月の認定課程修了者に係る博士の学位授与の申

請について、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会として医学・薬学専門委員会医学部会が指定され、同部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。

(5) 認定課程修了見込者に係る修士、博士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料6-1及び6-2に基づき、平成29年3月の認定課程修了見込者のうち、防衛大学校理工学研究科前期課程の11人、防衛大学校総合安全保障研究科前期課程の13人、水産大学校水産学研究科の2人、及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程の5人の合計31人から、認定課程修了年度における修士の学位授与申請予定の申出が、並びに資料7-1及び7-2に基づき、防衛大学校理工学研究科後期課程の合計2人から、認定課程修了年度における博士の学位授与申請予定の申出があった旨の説明があり、審議の結果、修士については1月10日、博士については12月20日までに申請があった場合には、1月から論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された。

(6) 短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に係る認定の審査の付託について

学位審査課長から、資料8に基づき、平成28年9月に受け付けた短期大学の専攻科2校2専攻及び高等専門学校の特例適用専攻科2校3専攻からの認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(7) 省庁大学校の学士相当課程に係る認定の審査の付託について

学位審査課長から、資料9に基づき、平成28年9月に受け付けた防衛医科大学校医学教育部看護学科の認定申出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について審査が付託された。

この付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に教育課程及び教員組織等の審査が付託された。

(8) 短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科に係る変更の届出に係る審査の付託及び審査の結果について

学位審査課長から、資料10-1に基づき、高等専門学校の特例適用専攻科の平成28年度からの変更に関し、平成28年8月以降に届出があり、審査が必要な高等専門学校の特例適用専攻科1校1専攻の変更について説明の後、機構長から学位審査会に、特例の適用認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

引き続き、学位審査課長から、資料10-2及び10-3に基づき、当該専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、審査の対象となった専攻について、審査担当専門委員会・部会の審査結果のとおりと判定された。

続いて、学位審査課長から、資料11に基づき、短期大学及び高等専門学校の特例適

用専攻科の平成29年度からの変更に関し、審査が必要な短期大学の専攻科10校11専攻及び高等専門学校専攻科54校96専攻の変更について説明の後、機構長から学位審査会に、特例の適用認定の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(9) その他

- ① 学位審査課長から、資料12に基づき、専攻の区分「柔道整復学」に関する学士の学位授与に係る修得単位審査要項の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。
- ② 学位審査課長から、資料13-1、13-2、13-3及び13-4に基づき、特例の適用認定を受けた専攻科における教育の実施状況等の審査に関する細則等の制定について説明があり、一部修正の上、原案のとおり了承された。
- ③ 学位審査課長から、資料14-1及び14-2に基づき、修士又は博士の学位授与を申請する者が提出する論文についての申合せの一部改正について説明があり、原案のとおり了承された。
- ④ 学位審査課長から、資料15に基づき、国立看護大学校研究課程部（前期課程）における専門看護師（高度実践看護師）教育課程開設と検討課題について説明があり、看護学部会で検討することが了承された。

以 上